

第1回厚真町議会定例会説明資料

令和5年3月7日

目 次

厚真町監査委員の選任について	2 頁
厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 頁
厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について	4 頁
厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について	5 頁
厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について	6 頁
厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について	7 頁
厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について	8 頁
厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について	9 頁～11 頁
厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	12 頁～14 頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	15 頁～19 頁
厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	20 頁
厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	21 頁～22 頁
厚真町環境保全林条例の一部改正について	23 頁～24 頁
町道路線の廃止について	25 頁
町道路線の認定について	25 頁
町道路線の認定について	26 頁
令和4年度厚真町一般会計補正予算（第17号）について	27 頁～32 頁

佐藤公博氏 略歴



学歴

昭和52年 3月

中央大学商学部会計学科卒業

職歴

昭和47年 4月 1日

東京国税局平塚税務署勤務

平成19年 7月10日

札幌国税局帯広税務署

平成21年 7月10日

札幌国税局苫小牧税務署

平成23年 7月10日

札幌国税局函館税務署

平成24年 7月10日

札幌国税局札幌南税務署特別国税調査官

平成25年 7月 9日

定年退職

公職歴等

自 平成27年 4月

厚真町監査委員

至 現在

山 本 隆 司 氏 略 歴



学 歴

昭和 6 3 年 3 月 北海道工業大学卒業

職 歴

自 昭和 6 3 年 4 月 北海道エニコム(株)

至 平成 4 年 3 月

自 平成 4 年 4 月

農業

至 現在

公職歴等

自 令和 元年 1 0 月

厚真町選挙管理委員会委員補充員

至 現在

自 令和 2 年 5 月

厚真町固定資産評価審査委員会委員

至 現在

石 橋 公 昭 氏 略 歴



学 歴

昭和60年3月 弘前大学人文学部卒業

職 歴

自 昭和60年4月 農業
至 現在

公職歴等

自 平成23年4月 とまこまい広域農業協同組合理事
至 現在

自 平成26年7月 厚真町農業委員会委員
至 平成29年7月

自 平成28年4月 厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員
至 現在

佐藤耕一氏 略歴



学歴

昭和60年3月 北海道理容美容専門学校卒業

職歴

自 昭和60年 4月 美容室スイング勤務
至 平成 5年11月

自 平成 5年12月 美容室マニフューク
至 現在

自 平成25年9月 佐藤新聞販売所
至 現在

公職歴等

自 平成22年4月 厚真町交通安全指導員
至 現在

自 平成25年7月 厚真町教育委員会外部評価委員
至 現在

自 平成26年4月 厚真町都市計画審議会委員
至 平成28年4月

自 平成28年4月 厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員
至 現在

櫻井裕子氏 略歴

本 籍
現 住 所
生年月日



学 歴

平成 9 年 3 月 北海道立美唄聖華高等学校専攻科卒業

職 歴

自 平成 9 年 4 月 苫小牧日翔病院勤務
至 平成 11 年 3 月

自 平成 11 年 4 月 大塚美容形成外科勤務
至 平成 13 年 1 月

自 平成 22 年 11 月 あつまクリニック勤務
至 現在

公 職 歴

自 平成 19 年 3 月 厚真消防団本部（女性消防団）
至 現在

自 平成 24 年 4 月 厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員
至 現在

日 西 大 介 略歴

本 籍
現 住 所
生年月日



学 歴

平成18年 3月 室蘭工業大学工学研究科修了

職 歴

自 平成18年 4月 日本衛生（株）勤務
至 平成21年 1月

自 平成21年 4月 農業
至 現在

公職歴

自 令和2年10月 厚真町教育委員会委員
至 現在

自 平成24年4月 厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員
至 現在

丹 羽 め ぐ み 略歴

本 籍

現 住 所

生年月日



学 歴

平成11年 3月 札幌大谷短期大学・保育科文化コース卒業

職 歴

自 平成11年 4月 北海道大同ほくさん販売（株）勤務

至 平成12年 3月

自 平成13年 4月 株式会社 中川商店

至 平成28年12月

自 平成31年 1月 有限会社 丹羽林業

至 現在

公 職 歴

自 平成26年 8月 厚真町まちづくり委員会委員

至 平成28年 7月

厚真町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例制定について

総 則

1 目的【第1条関係】

厚真町の開拓期からの歴史的・文化的な価値を有する建築物について、その文化的価値を良好な状態で将来の世代に継承するとともに、安全性の維持及び向上を図り、その保存及び活用を促進するため、建築基準法第3条第1項第3号に規定する建築物に講じる現状変更の規制及び保存のための措置について、必要な事項を定める。

2 定義【第2条関係】

この条例において使用する用語を定める。

保存建築物の登録等

3 所有者による登録の申請【第3条関係】

保存建築物の登録申請方法について定める。

4 保存建築物の登録等【第4条関係】

所有者からの保存建築物の申請を受理した際の手続きを定める。

5 登録の変更【第5条関係】

保存建築物の所有者が保存建築物の保存活用計画の変更をする際の手続きを定める。

6 登録の取消し【第6条関係】

町は保存建築物が第6条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保存建築物の登録を取り消さなければならない。

保存建築物等に関する制限－現状変更の規制

7 現状変更の規制の原則【第7条関係】

保存建築物の現状の変更は、当該保存建築物の保存活用計画に従い、この条例の定めるところにより行われなければならない。

8 増築の許可等【第8条関係】

保存建築物と敷地内のその他の建築物の増築等をしようとする際の手続きを定める。

9 完了検査【第9条関係】

増築等の工事に係る完了検査について定める。

10 保存建築物の使用制限【第10条関係】

保存建築物の所有者が当該建築物を使用する際は、第9条で規定する完了検査及びその適合通知を受理した後でなければならない。

11 増築の許可等に係る監督処分【第11条関係】

増築等の工事の際、第8条第1項本文に規定する行為が第11条の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為に係る工事の建築主、請負人（下請人を含む。）又は現場管理者に対し、町長が当該工事の停止を命じることができる。

保存建築物等に関する制限－保存のための措置

12 保存のための措置の原則【第12条関係】

保存建築物の所有者は保存活用計画に従って保存及び活用を図らなければならない。

13 保存管理責任者の選任等【第13条関係】

保存建築物の所有者は、当該保存建築物について、第12条に定めるところにより保

存及び活用を行わせるため、当該保存建築物の管理に関する責任者を選任することができる。

14 所有者の変更の届出【第14条関係】

売買その他所有権の移転により保存建築物の所有者が変更となった際の手続きを定める。

15 維持管理の報告等【第15条関係】

保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物の維持管理がその保存活用計画に従っていることについて、定期的にその状況の調査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

16 管理に関する助言等【第16条関係】

町長が保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対して行う助言等について定める。

17 監督処分【第17条関係】

町長は、保存建築物の保存について、第17条の各号に該当すると認める場合は、相当の猶予期限を付して、当該保存建築物等の増築等、外観の変更、除却、使用禁止、使用制限その他必要な措置を命じることができる。

雑 則

18 権利義務の承継【第18条関係】

当該保存建築物に関し行われた登録、指定、許可、命令その他の処分に係る所有者の法律上の地位は、売買その他所有権の移転により新たに当該保存建築物の所有者となる者に承継されるものとする。

19 建築士法の適用【第19条関係】

第8条第1項に規定する行為に係る保存建築物の工事に關し、その設計、工事監理及び構造設計について建築士法に定めがある場合は、同法に定めるところによるものとする。

20 行政手続条例の適用除外【第20条関係】

厚真町行政手続条例の適用を除外する場合について定める。

21 立入調査等【第21条関係】

町長は、この条例の施行に必要な限度において、立入調査等を行うことができる。

22 委任【第22条関係】

この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

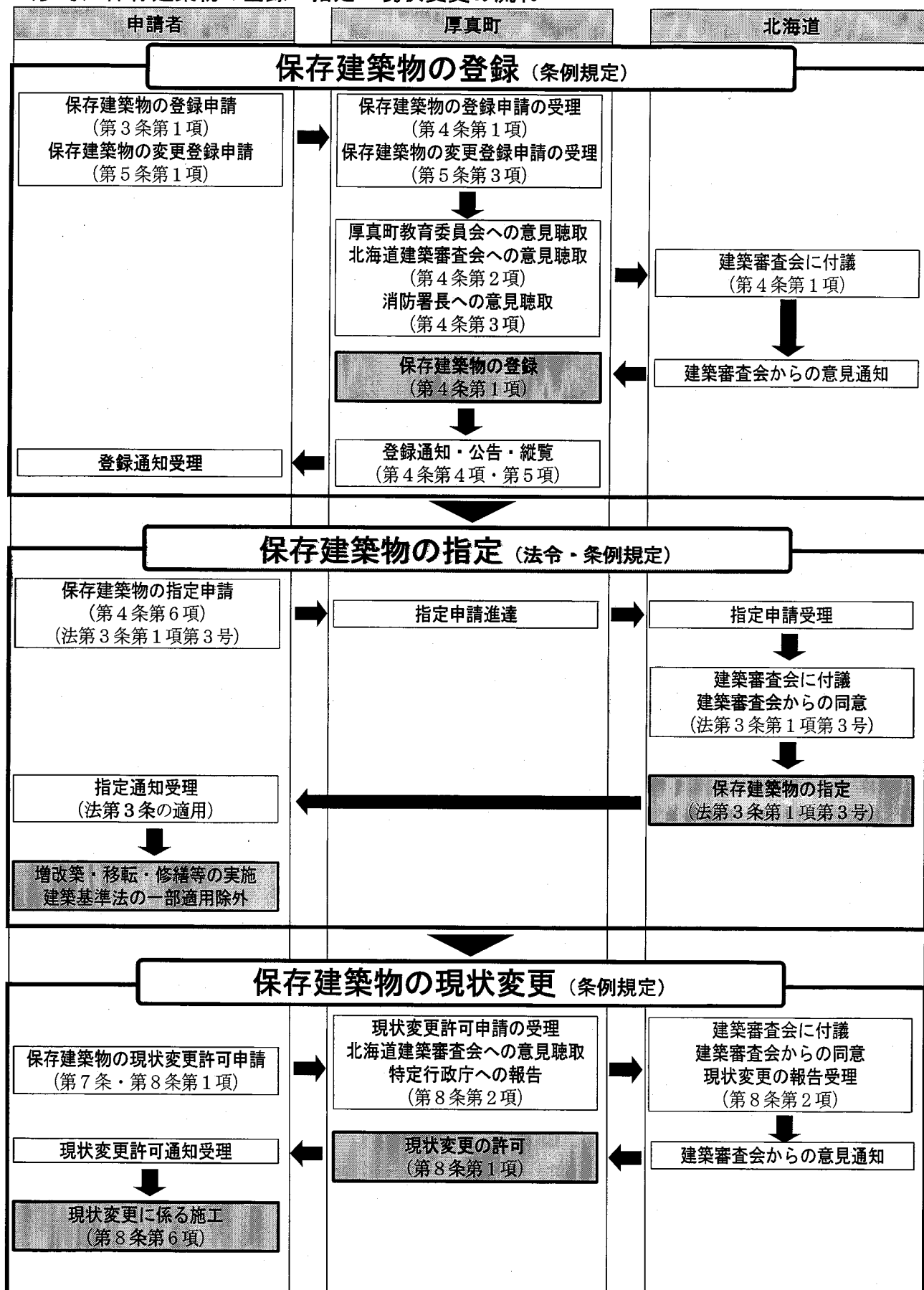
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いて原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(参考) 保存建築物の登録・指定・現状変更の流れ



厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をいう。</u> (3) <u>個人情報保護法施行条例 厚真町個人情報保護法施行条例(令和〇年条例第〇号)をいう。</u> (4) <u>議会個人情報保護条例 厚真町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和〇年条例第〇号) をいう。</u> (5) <u>実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、個人情報保護法施行条例 第2条第2項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。</u> (所掌事項) 第3条 審査会は、実施機関が諮問する次に掲げる事項について審査し、答申する。 (1) (略) (2) <u>個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に関すること。</u> (3) <u>個人情報保護法施行条例第4条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関すること。</u> (4) <u>議会個人情報保護条例第45条に規定する審査請求に関すること。</u>	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>個人情報保護条例 厚真町個人情報保護条例(平成13年条例第14号)をいう。</u> (3) <u>実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。</u> (所掌事項) 第3条 審査会は、実施機関が諮問する次に掲げる事項について審査し、答申する。 (1) (略) (2) <u>個人情報保護条例第39条に規定する審査請求に関すること。</u>

厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(5) <u>議会個人情報保護条例第50条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に關すること。</u> (6) 前5号に掲げるもののほか、情報公開条例の規定により実施機関が諮問する事項に關すること。 2 (略) 3 <u>審査会は、前2項に定めるもののほか、特定個人情報保護評価に關する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を述べることを</u><u>できる。</u> 第4条～第7条 (略) (審査会の調査の権限) 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>審査請求のあつた処分に係る公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)</u>又は<u>保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報</u><u>をいう。以下同じ。)</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>公文書又は保有個人情報の公開</u>を求めることができない。 2 (略) 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>審査請求のあつた処分に係る公文書又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方式により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求める</u><u>ことができる。</u>	(3) <u>前2号に掲げるもののほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により実施機関が諮問する事項に關すること。</u> 2 (略) 第4条～第7条 (略) (審査会の調査の権限) 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>公開等の決定に係る情報の提示を求め</u><u>ることができる。</u>この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>情報の公開</u>を求めることができない。 2 (略) 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>公開等の決定に係る情報の内容を審査会の指定する方式により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求める</u><u>ことができる。</u>

厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)、実施機関又はその他関係者から意見又は説明を聴き、若しくは必要な調査をすることができる。 第9条～第14条 (略)	4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)、実施機関又はその他関係者から意見又は説明を聴き、若しくは必要な調査をすることができる。 第9条～第14条 (略)

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う出産一時金、国民健康保険料の賦課限度額の改正及び雇用保険法施行規則等の一部改正に伴う改正

2 改正の主な内容

(1) 出産一時金の改正

(条例第6条)

「40万8,000円」を「48万8,000円」に引き上げる。

(2) 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正

(条例第18条の6の12)

限度額「20万円」を「22万円」に引き上げる。

(3) 保険料の減額

(条例第22条第1項第2号)

低所得者世帯軽減規定の改正

「28万5千円」を「29万円」に改正

「52万円」を「53万5千円」に改正

(条例第22条第3項)

減額後は、基礎賦課限度額を超えない規定の改正

「20万円」を「22万円」に改正

(第18条の6の12の改正に伴う改正)

(4) 特例対象被保険者等に係る届出の改正

(条例第27条の3第2項)

届出にあたっての提示書類に「雇用保険受給資格通知」を追加

(雇用保険法施行規則等の一部改正に伴う改正)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第5条 (略) (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 (略) 第7条～第18条の6の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第18条の6の12 第18条の6の3又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、<u>2万円</u>を超えることができない。 第18条の7～第21条 (略) (低所得者の保険料の減額) 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法	第1条～第5条 (略) (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 (略) 第7条～第18条の6の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第18条の6の12 第18条の6の3又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。 第18条の7～第21条 (略) (低所得者の保険料の減額) 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>53万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が	第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額	生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 <u>22万円</u> 」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。	3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 <u>20万円</u> 」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。
4 (略)	4 (略)
第22条の2～第27条の2 (略) (特例対象被保険者等に係る届出)	第22条の2～第27条の2 (略) (特例対象被保険者等に係る届出)
第27条の3 (略)	第27条の3 (略)
2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令	2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 第28条～第35条 (略)	第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 第28条～第35条 (略)

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
本 則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚真町国民健康保険条例附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和5年5月7日</u>までの間に属する場合に適用する。	本 則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚真町国民健康保険条例附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に属する場合に適用する。

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
第 1 条 (牧野の所在地等)			第 1 条 (牧野の所在地等)		
第 2 条 牧野の名称、所在地及び面積は、次のとおりとする。			第 2 条 牧野の名称、所在地及び面積は、次のとおりとする。		
名称	所在地	面積	名称	所在地	面積
幌里牧場	勇払郡厚真町字 幌里 359 番地 ほか	228,411 平方メートル	幌里牧場	勇払郡厚真町字 幌里 359 番地 ほか	228,411 平方メートル
宇隆牧場	勇払郡厚真町字 宇隆 158 番地 3 ほか	<u>784,358 平方メートル</u>	宇隆牧場	勇払郡厚真町字 宇隆 158 番地 3 ほか	<u>799,224 平方メートル</u>
第 3 条～第 9 条 (略)			第 3 条～第 9 条 (略)		

図1 厚真町有牧野（宇隆牧場）除外区域及び面積



厚真町環境保全林条例新旧対照表

改正後	改正前																		
第1条・第2条（略） （名称及び位置等）	第1条・第2条（略） （名称及び位置等）																		
第3条 保全林の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。	第3条 保全林の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>面積</th></tr><tr><td>新町、豊沢、 宇隆地区環境 保全林</td><td>勇払郡厚真 町新町1番 ほか</td><td><u>2,791,996</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u></td></tr><tr><td>宇隆、東和地 区環境保全林</td><td>勇払郡厚真 町字宇隆10 2番ほか</td><td>3,269,359 平方メー トル</td></tr></table>	名称	位置	面積	新町、豊沢、 宇隆地区環境 保全林	勇払郡厚真 町新町1番 ほか	<u>2,791,996</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u>	宇隆、東和地 区環境保全林	勇払郡厚真 町字宇隆10 2番ほか	3,269,359 平方メー トル	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>面積</th></tr><tr><td>新町、豊沢、 宇隆地区環境 保全林</td><td>勇払郡厚真 町新町1番ほ か</td><td><u>2,796,810</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u></td></tr><tr><td>宇隆、東和地 区環境保全林</td><td>勇払郡厚真 町字宇隆102 番ほか</td><td>3,269,359 平方メー トル</td></tr></table>	名称	位置	面積	新町、豊沢、 宇隆地区環境 保全林	勇払郡厚真 町新町1番ほ か	<u>2,796,810</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u>	宇隆、東和地 区環境保全林	勇払郡厚真 町字宇隆102 番ほか	3,269,359 平方メー トル
名称	位置	面積																	
新町、豊沢、 宇隆地区環境 保全林	勇払郡厚真 町新町1番 ほか	<u>2,791,996</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u>																	
宇隆、東和地 区環境保全林	勇払郡厚真 町字宇隆10 2番ほか	3,269,359 平方メー トル																	
名称	位置	面積																	
新町、豊沢、 宇隆地区環境 保全林	勇払郡厚真 町新町1番ほ か	<u>2,796,810</u> <u>平方メー</u> <u>トル</u>																	
宇隆、東和地 区環境保全林	勇払郡厚真 町字宇隆102 番ほか	3,269,359 平方メー トル																	
第4条～第6条（略）	第4条～第6条（略）																		



図1 環境保全林除外区域位置図

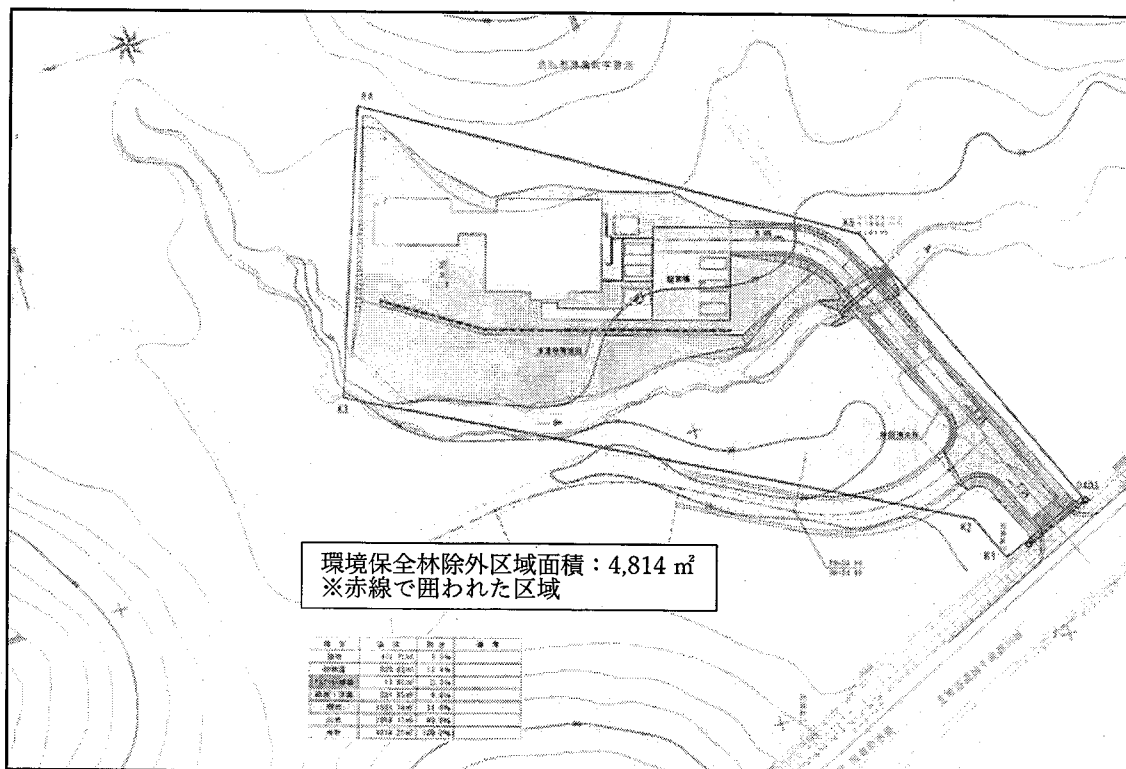
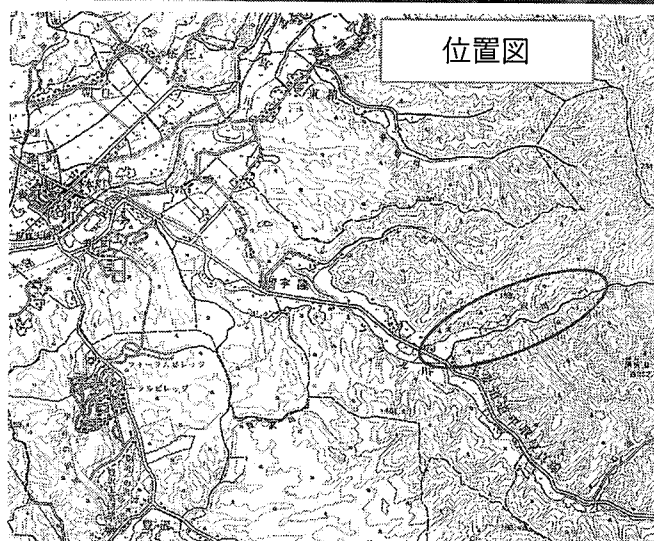
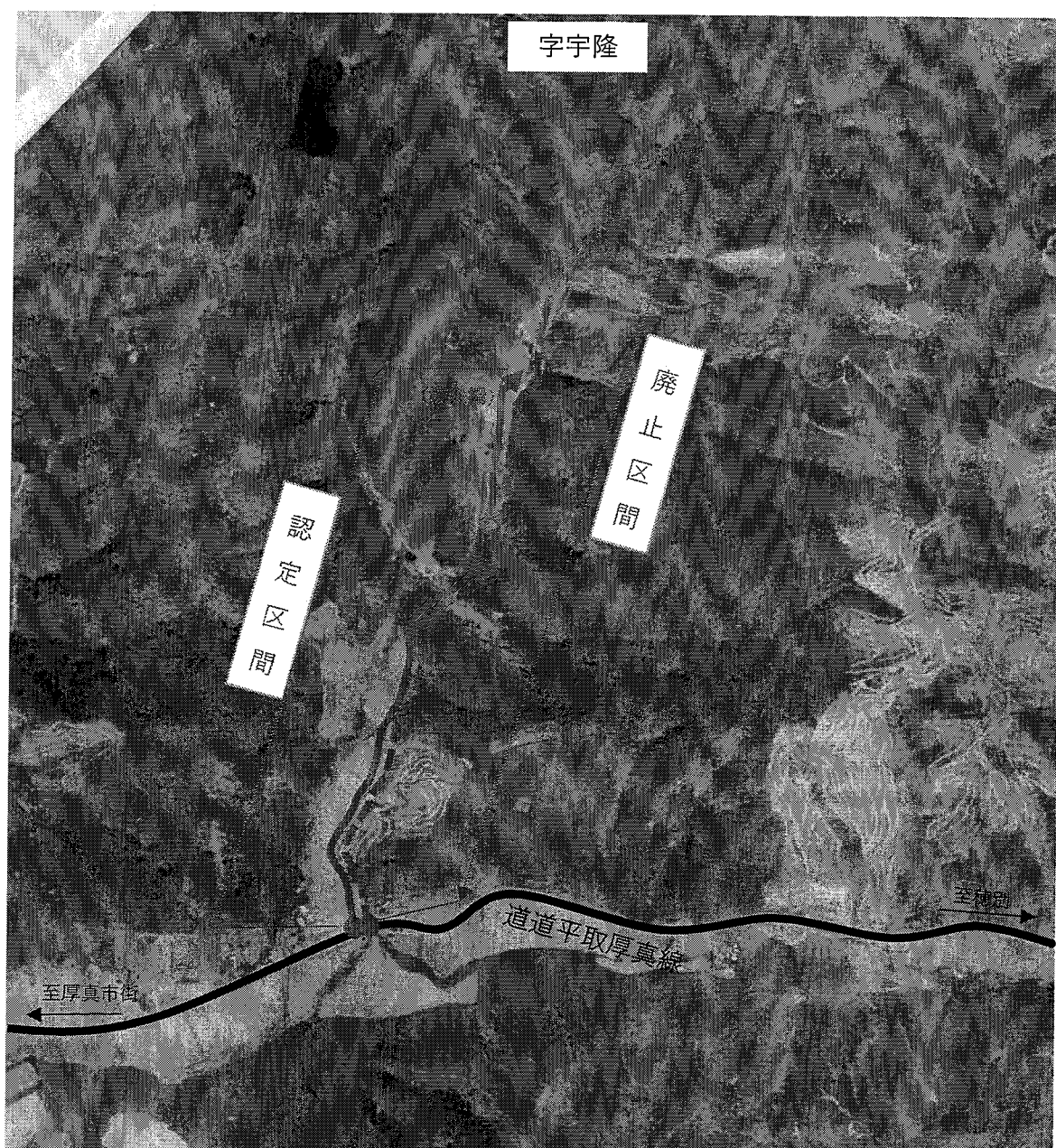


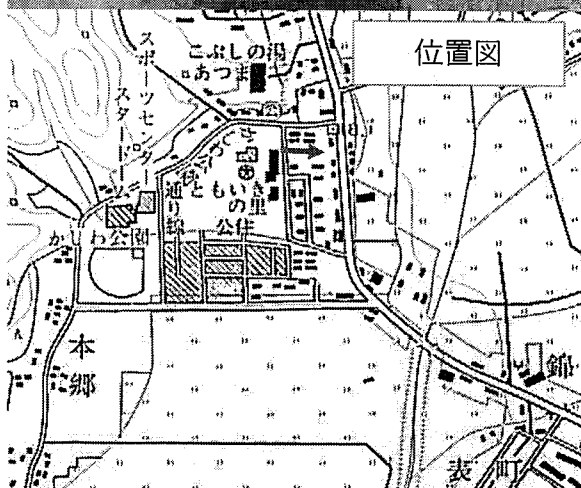
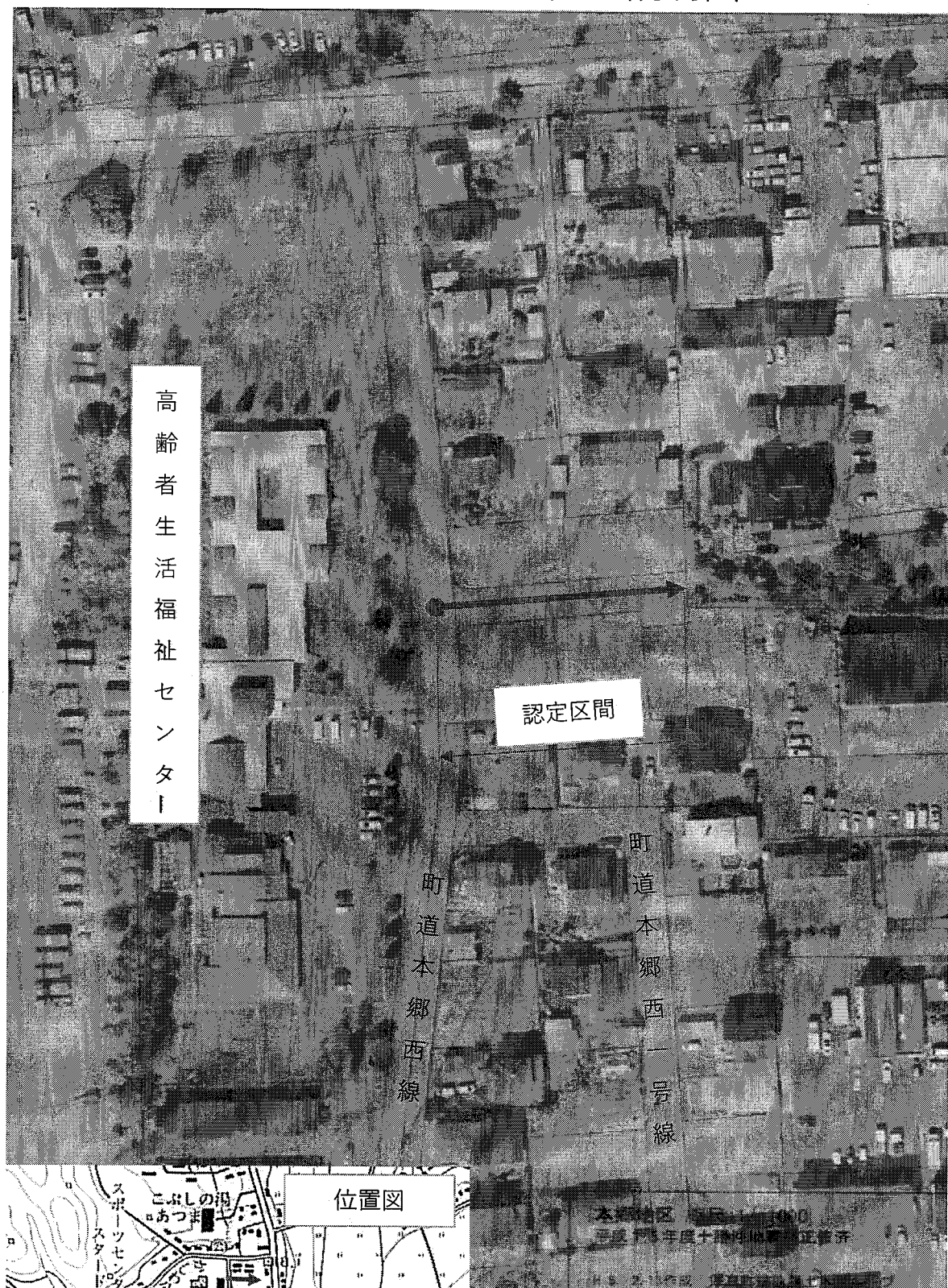
図2 環境保全林除外区域及び面積

町道オバウス沢線廃止認定説明図



	延長 (m)
← 廃止区間	2667.90
← 認定区間	1980.00

本郷西 2 号線町道認定説明図



← ● 認定区間
延長 51.00 m

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計		款	3	項	1	目	2	事業	930
事業名	複合型地域福祉活動拠点運営事業					所管G		福祉G		
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳		
30,979				20,000		10,979		ふるさと応援基金繰入金 20,000		

◆ 事業の目的

令和5年度から就労継続支援B型事業就労メニューにジェラート製造を追加するため、設置に際し必要となる改修工事を施工する。

別添資料

有

◆ 事業の概要

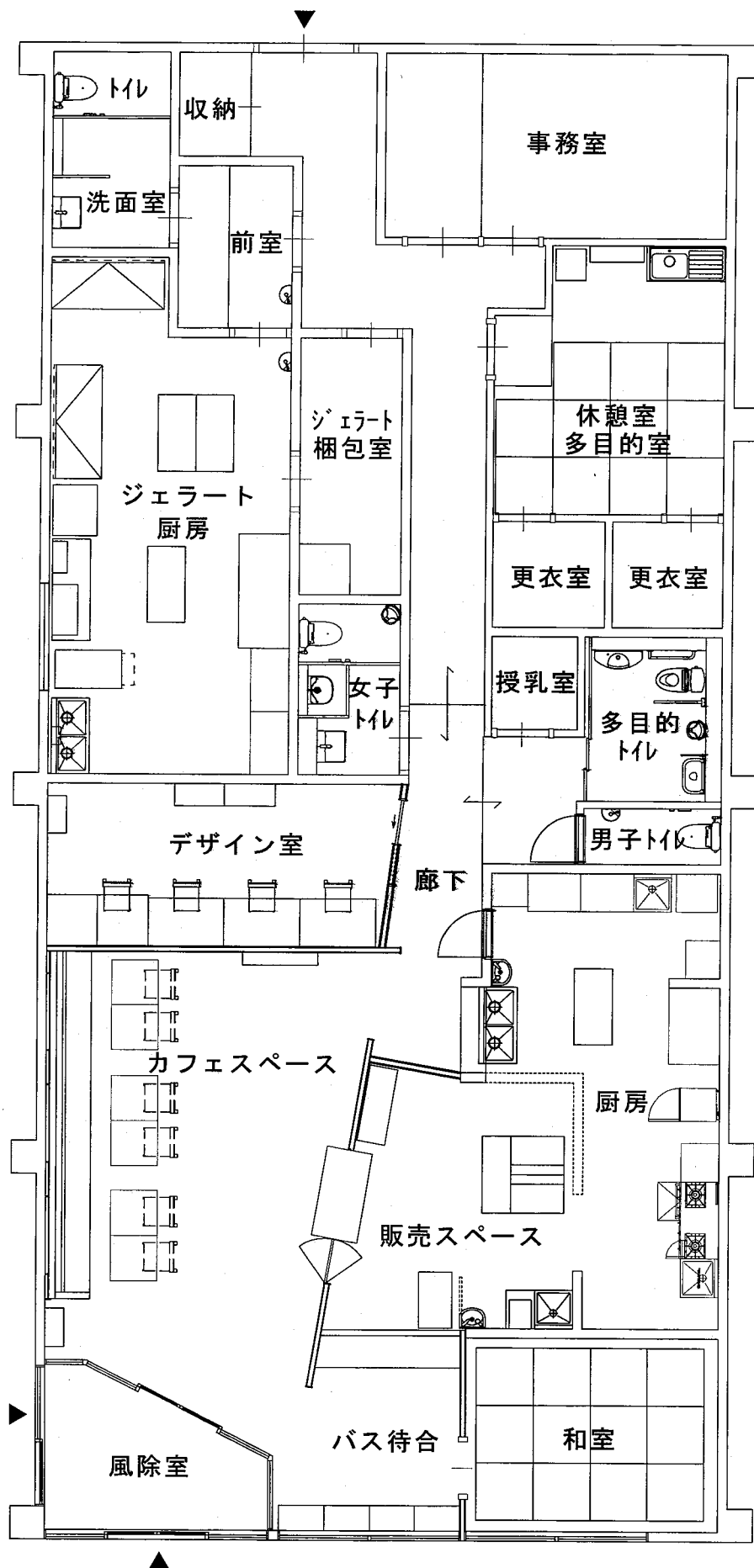
1 改修工事内容

- ①ジェラート製造機器設置
- ②ジェラート販売ショーケース設置
- ③デザイン作業用スペース確保を目的とした壁設置
- ④拠点内照明機器の増設

2 予算内訳

①工事請負費	17,193千円
②工事監督業務委託料	990千円
③備品購入費	12,796千円
計	30,979千円

複合型地域福祉活動拠点運営事業



平面図

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1361
事業名	産地生産基盤パワーアップ事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
259,122		259,122							

◆ 事業の目的

農業者の高齢化に伴い、担い手農業者が規模拡大を図りつつ水田作付を継続しているが、労働力負担が著しいことから、ICT技術を活用した農業機械を導入し、担い手農業者の労働生産性を大きく向上させ、さらなる規模拡大に耐えうる経営体を作り上げていくことを目的とする。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 実施事業 産地生産基盤パワーアップ事業
(生産支援事業のうちスマート農業推進枠) ※道補助事業
- 計画作成主体 厚真町農業再生協議会
- 事業実施主体 とまこまい広域ICT農業推進協議会
※事業実施主体に対する間接補助の実施
- 事業内容
 - 事業実施年度 令和4年度
 - 対象作物 水稻
 - 成果目標 労働生産性の10%以上の向上
 - 総事業費 570,137,767円
道費補助 259,122,000円
受益者負担 311,015,767円
 - 事業対象者 45件
 - 導入機械 123台

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	5	事業	230
事業名	交流促進センター運営事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
7,100						7,100			

◆ 事業の目的

基本協定書第18条に基づく、A重油価格の物価変動分について計画値と実績見込みの差額分を経費の増加分として指定管理料を変更する。

また、年度協定書第7条に基づいて、エネルギー6次産業化発電設備等設置工事において設置した太陽光パネル及び蓄電システムによる電気設備の拡大による管理経費の増加分として指定管理料を変更する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 A重油経費の増加について

A重油価格を当初65円/ℓで計画していたが、今年度は111.5円/ℓ平均まで高騰したため、差額分が△6,300千円となり、基本協定書に基づいて指定管理料を変更するもの

	計画	実績見込	計画 - 実績
単価	1ℓ：65円	1ℓ：111.5円	△46.5円
使用数量	241,000ℓ	197,000ℓ	44,000ℓ
金額	15,665千円	21,965千円	△6,300千円

2 電気設備等の管理経費について

エネルギー6次産業化発電設備等設置工事において接続した太陽光パネルと蓄電システムにより、こぶしの湯あつまの電気設備が拡大したため管理委託料（電気主任技術者）の増額となったもので、年度協定書に基づいて指定管理料を変更するもの

旧委託料202千円 — 新委託料1,002千円＝差額△800千円

補正予算説明資料

単位:千円

会計名	一般会計			款	8	項	5	目	2	事業	515
事業名	幌内地区環境整備事業						所管G		土木G		
補正額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳				
67,000			63,000		4,000						

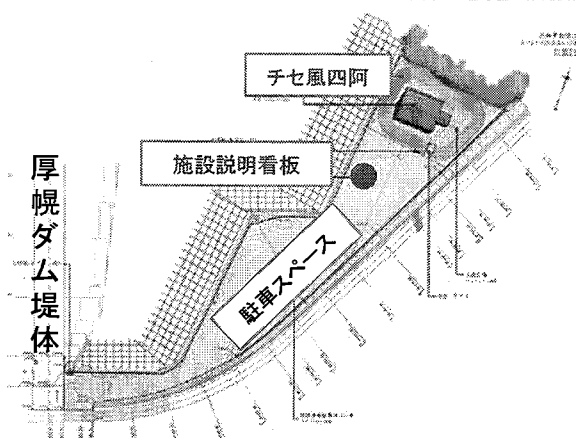
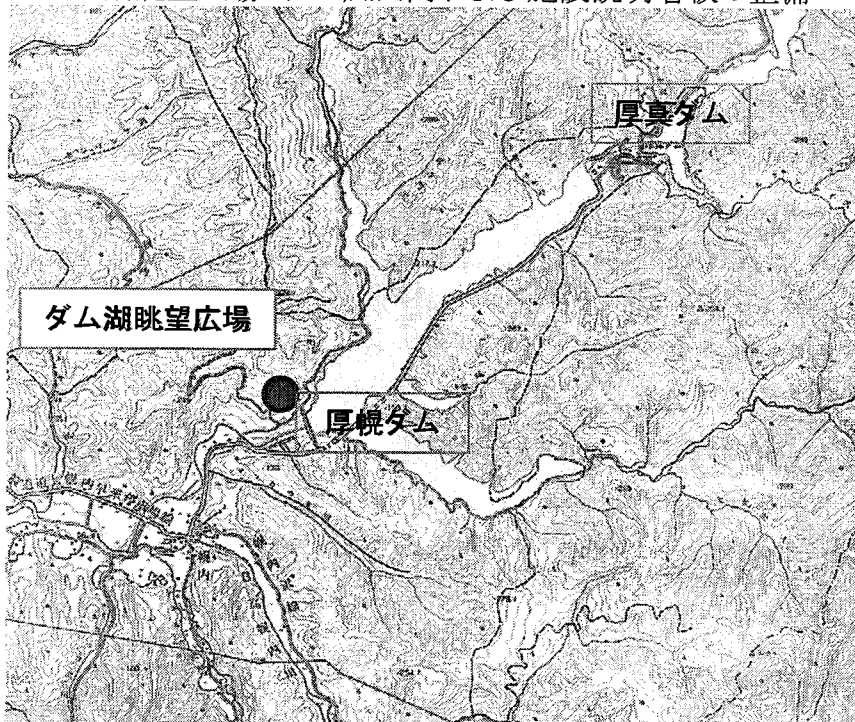
◆ 事業の目的

厚真ダム・厚幌ダム周辺地域の自然や親水景観を活用し、魅力ある憩いの場を整備することにより町内外からの来訪者を誘導し、本町の観光振興と幌内地域の活性化を図る。

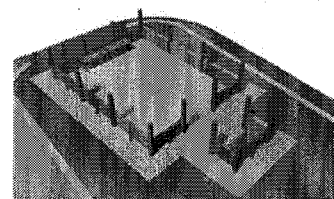
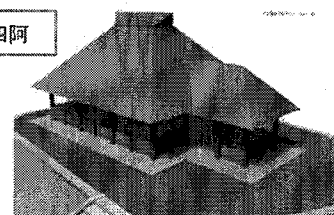
◆ 事業の概要

整備工事費65,000千円、工事監理委託料2,000千円

・ダム湖眺望広場 チセ風四阿および施設説明看板の整備



チセ風四阿



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	5	目	3	事業	268
事業名	学校給食センター管理運営事業				所管G		学校給食センター		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
1,181						1,181			

◆ 事業の目的

物価高騰による賄材料費の不足分に係る補正

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 賄材料費の不足分の算定について

- (1) 令和3年4月～令和4年1月賄材料費 28,896千円 ①
- (2) 令和4年4月～令和5年1月賄材料費 30,996千円 ②
- (3) 賄材料費の前年比 ②÷① 1.073 ③
- (4) 令和4年2月～3月賄材料費実績額 6,324千円 ④
- (5) 令和5年2月～3月賄材料費見込み額 ③×④ 6,786千円 ⑤
- (6) 令和4年4月～令和5年1月（賄材料費実績） 30,996千円 ⑥
- (7) 令和4年度予算額 36,601千円 ⑦
- (8) 不足見込み額 ⑤+⑥-⑦ 1,181千円